

各基準の分析に当たっての 留意点等について

平成１７年１１月２４日

高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会

基準 1 高等専門学校 の 目的

1-1 高等専門学校の目的（高等専門学校の使命，教育研究活動を実施する上での基本方針，及び，養成しようとする人材像を含めた，達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており，その内容が，学校教育法に規定された，高等専門学校一般に求められる目的から，はずれるものでないこと。

1-1-① 目的として，高等専門学校の使命，教育研究活動を実施する上での基本方針，及び，養成しようとする人材像を含めた，達成しようとしている基本的な成果等が，明確に定められているか。

【留意点】

- 目的とは，「高等専門学校の使命，教育研究活動を実施する上での基本方針，及び，養成しようとする人材像を含めた，達成しようとしている基本的な成果等」をいう。各高等専門学校が持つ設立の趣旨，理念，歴史，環境条件等を踏まえた上で，機関としての目的が明確に定められている（明文化されている）ことが必要。
- 「達成しようとしている基本的な成果」は，「学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力等」のほか，中期目標・中期計画の基本的な内容を目的として記述している場合，それらの内容が，明確に示されていることが必要。
- 専攻科を設置している場合には，「学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力等」については，「準学士課程卒業時に身に付ける学力や資質・能力等」と「専攻科課程修了時に身に付ける学力や資質・能力等」の違いを明確に分析。
- 認証評価に際して新たに「目的」を定めるのではなく，認証評価を受ける時点での対象高等専門学校が掲げる目的を記載し分析。
- 「目的」という名称を用いるかどうかに関わらず，高等専門学校の使命，教育研究活動を実施する上での基本方針，及び，養成しようとする人材像を含めた，達成しようとしている基本的な成果等が定められている場合には，それが明確に示されている（明文化されている）ことが必要。
- 当該観点では，目的そのものが明確に定められているかどうかについて分析。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学則，学校概要，学生便覧，学生募集要項，シラバス，ウェブサイト等の該当箇所

1-1-② 目的が，学校教育法第70条の2に規定された，高等専門学校一般に求められる目的から，はずれるものでないか。

【留意点】

- 目的の内容が学校教育法第70条の2に規定された目的からはずれるものでないかどうかについて分析。

〔＜関連法令等＞
・ 学校教育法
（第70条の2）高等専門学校は，深く専門の学芸を教授し，職業に必要な能力を育成することを目的とする。〕

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学則，学校概要，学生便覧，学生募集要項，シラバス，ウェブサイト等の該当箇所

1-2 目的が，学校の構成員に周知されているとともに，社会に公表されていること。

1-2-① 目的が，学校の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【留意点】

- 「学校の目的を学校の構成員（教職員（非常勤を含む。）及び学生）に知らしめる

取組（教職員会議や新入生ガイダンス等）が実施されているか」、「実際に構成員が知っているか」の両面について分析。また、目的の認知度を把握している場合は、それを踏まえて分析。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学生便覧、履修要項等，学生が参照する冊子の該当箇所
- ・ 高等専門学校が明記された教職員用の冊子の該当箇所
- ・ 教職員の会議等で周知のための取組がなされている場合には，その議事録等
- ・ 授業や新入生ガイダンス等で周知のための取組がなされている場合には，その記録や資料等
- ・ 教職員研修等で周知のための取組がなされている場合には，その記録や資料等
- ・ 教職員及び学生が実際に知っていることを示すデータ（高等専門学校の目的の認知度に関するアンケート等が行われている場合には，その結果等，周知の程度や効果を示すデータ）

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

【留意点】

- 学校の構成員以外の社会一般（中学生や中学校だけでなく，就職先の企業や進学先，地域等を含む。）に対し，刊行物，ウェブサイトへの掲載その他広く公表を図ることができる方法によって，積極的に公表されているかを分析。

＜関連法令等＞

・ 高等専門学校設置基準

（第3条）高等専門学校は，当該高等専門学校における教育研究活動等の状況について，刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によつて，積極的に情報を提供するものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 高等専門学校の目的が明記された学校概要等の冊子の該当箇所
- ・ 高等専門学校の目的が明記されたウェブサイトの掲載箇所
- ・ 入試説明会，ガイダンス等で公表されている場合には，そのパンフレット等の該当箇所
- ・ 公表の程度や効果を示すデータ（冊子やパンフレット等の配付先，配付数，ウェブサイトの利用状況等）

基準 2 教育組織（実施体制）

2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成（学科，専攻科及びその他の組織）が，目的に照らして適切なものであること。

2-1-① 学科の構成が，教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【留意点】

- 学科の構成の分析に当たっては，学科の種類とその概要を明示。
- 学科の構成とその内容や目的が，設置基準の規定に適合しているかどうかとともに，学校が掲げた教育の目的と整合性が取れているかどうかについて分析。

<関連法令等>

・学校教育法

（第70条の3）高等専門学校には，学科を置く。

・高等専門学校設置基準

（第4条）高等専門学校の学科は，専攻分野を教育するために組織されるものであつて，その規模内容が学科として適当と認められるものとする。

（第4条の2）学生定員は，学科ごとに学則で定めるものとする。

2 学生定員は，教員組織，校地，校舎その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。

3 高等専門学校は，教育にふさわしい環境の確保のため，在学する学生の数を学生定員に基づき適正に管理するものとする。

（第5条）高等専門学校においては，同一の学科につき同一の学年の学生をもつて1又は数級の学級を編制するものとする。ただし，教育上有益と認めるときには，異なる学科の学生をもつて学級を編制することができる。

2 1学級の学生の数は，40人を標準とする。

（第27条の3）高等専門学校及び学科（以下「高等専門学校等」という。）の名称は，高等専門学校等として適当であるとともに，当該高等専門学校等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学科の構成，内容，目的が把握できる資料（学則の該当部分，組織図等）
- ・ 学校の教育目的と，各学科の目的との整合性を示す資料

2-1-② 専攻科を設置している場合には，専攻科の構成が，教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【留意点】

- 専攻科の構成の分析に当たっては，専攻科の種類とその概要を明示。
- 専攻科の構成とその内容や目的が，学校教育法の規定に適合しているかどうかとともに，学校が掲げた教育の目的と整合性が取れているかどうかについて分析。

<関連法令等>

・学校教育法

（第70条の6）高等専門学校には，専攻科を置くことができる。

2 高等専門学校の専攻科は，高等専門学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより，これと同等以上の学力があると認められた者に対して，精深な程度において，特別の事項を教授し，その研究を指導することを目的とし，その修業年限は，1年以上とする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 専攻科の構成，内容，目的が把握できる資料（学則の該当部分，組織図等）
- ・ 学校の教育目的と，各専攻の目的との整合性を示す資料

2-1-③ 全学的なセンター等を設置している場合には，それらが教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【留意点】

- 全学的なセンター等の構成の分析に当たっては，センター等の種類とその概要を明

示。

- 全学で共通的に利用するセンター等の構成や役割，実際の活動状況が，学校が掲げた教育の目的と整合性が取れているかどうかについて分析。
- センター等の範囲については，情報処理学習のための情報処理センター，産学連携を図るための産学連携推進センター等，全学的な教育研究を実施するための施設が該当し，図書館，学生寮は除く。ただし，この観点で，研究を実施することを主たる目的とするセンターを取り上げる場合には，それがどのように教育の目的と係わっているのか（教育での利用や効果等）について示すことが必要。その際，実際の教育上の活動（利用）状況等から分析することも可能。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ センター等の構成，内容，目的が把握できる資料（学則の該当箇所，組織図等）
- ・ 教育組織の一部としてのセンター等の役割が把握できる資料（運営規則等）
- ・ 学校の教育目的（研究活動ではなく，教育活動を展開する上での目的）との整合性を示す資料
- ・ 全学的な利用に供していることを示す資料

2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され，機能していること。

2-2-① 教育課程全体を企画調整するための検討・運営体制及び教育課程を有効に展開するための検討・運営体制が整備され，教育活動等に係る重要事項を審議するなどの必要な活動を行っているか。

【留意点】

- 教育課程全体を企画調整し有効に展開するための検討を行う委員会等の体制が，その役割，人的規模・バランス，体制間の連携・意思決定プロセス・責任の明確化等を含め，規則等から整備されているかどうかについて分析。さらに，その体制が教育活動に係る重要事項を審議するなどの活動（審議回数・内容等）を行っているかどうかについて分析。
- 当該観点では，「整備されているか」と「活動を行っているか」の2つの視点から分析が必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 当該事項を審議するための組織の構成図，運営規則等
- ・ 当該事項の審議内容を記した会議の議事録等

2-2-② 一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が，機能的に行われているか。

【留意点】

- 相互に関連を持つ一般科目及び専門科目の授業の内容や進度について，教育課程全体から見た調整等が，担当する教員間の連携等により，必要に応じて行われているかどうかについて分析。さらに，その内容及び結果等から機能的に行われているかどうかについても分析。なお，当該観点では，委員会等の実施体制が整備されていることを分析することが主眼ではなく，実質的に機能しているかを分析することが重要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 一般科目及び専門科目の連携に関する検討を行う会議等の議事録等
- ・ 一般科目及び専門科目の内容の具体的連携が確認できる資料（シラバス等の該当箇所等）

2-2-③ 教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能しているか。

【留意点】

- 教育課程の展開及び人間の素養の涵養に関する教育において、「学級担任や課外活動の指導教員が行う教育活動」を円滑に実施するための物的ならびに人的支援体制が機能しているかどうかについて分析。または、学級担任の活動や課外活動の指導教員が行う活動そのものが教育活動を円滑に実施するための支援体制として機能しているかどうかについて分析。
- 学生への学習支援ではなく、教員が行う教育活動への支援を行う体制を分析。また、「教育支援者の適切な配置」については、3-3-①で分析。

＜関連法令等＞

- ・ 高等専門学校設置基準

（第7条）高等専門学校には、演習、実験・実習又は実技について補助させるために必要な相当数の専任の助手を置かなければならない。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学級担任制や課外活動における支援体制の組織規定、支援活動内容等
- ・ 教育支援活動の実績を示す資料（物的、人的、財政的バックアップ等）
- ・ 教育支援活動についての審議内容を記した会議の議事録等
- ・ 学生課等事務組織図と役割分担

基準3 教員及び教育支援者

3 - 1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。

3 - 1 - 教育の目的を達成するために必要な一般科目担当教員が適切に配置されているか。

【留意点】

- 各高等専門学校において、各校が掲げた教育の目的に沿って編成された教育課程を遂行するために必要な一般科目担当教員（非常勤を含む）が適切に配置されているかどうかについて分析。また、高等専門学校設置基準に定められた相当数の専任の一般科目担当教員が配置されているかどうかについて分析。なお、教員配置の適切性に関しての各学校における見解も含めて記載することが必要。

< 関連法令等 >

・学校教育法

（第70条の7）高等専門学校には、校長、教授、助教授、助手及び事務職員を置かなければならない。

2 高等専門学校には、前項のほか、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

4 教授及び助教授は、学生を教授する。

5 助手は、教授又は助教授の職務を助ける。

6 講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。

・高等専門学校設置基準

（第6条）高等専門学校には、学科の種類及び学級数に応じ、各授業科目を教授するために必要な相当数の教員（助手を除く。以下この条において同じ。）を置かなければならない。

2 教員のうち、第16条に規定する一般科目を担当する専任者の数は、次の各号に掲げる数を下つてはならない。

一 入学定員に係る学生を1の学級に編制する場合は、10人

二 入学定員に係る学生を2の学級に編制する場合は、12人

三 入学定員に係る学生を3の学級に編制する場合は、14人

四 入学定員に係る学生を4の学級から6の学級までに編制する場合は、14人に3学級を超えて1学級を増すごとに4人を加えた数

五 入学定員に係る学生を7以上の学級に編制する場合は、26人に6学級を超えて1学級を増すごとに3人を加えた数

（第7条）高等専門学校には、演習、実験・実習又は実技について補助させるために必要な相当数の専任の助手を置かなければならない。

（第9条）教員は、一の高等専門学校に限り、専任教員となるものとする。この場合において、専任教員は、当該高等専門学校以外における教育研究活動その他の活動の状況を考慮し、当該高等専門学校において教育研究を担当するに支障がないと認められる者でなければならない。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 一般科目担当教員の配置状況の適切性を示す資料（専任教員・非常勤教員別配置状況一覧等）

3 - 1 - 教育の目的を達成するために必要な各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。

【留意点】

- 各高等専門学校において、各校が掲げた教育の目的に沿って編成された教育課程を遂行するために必要な専門科目担当教員（非常勤を含む）が適切に配置されているかどうかについて分析。また、各高等専門学校において、高等専門学校設置基準に定められた相当数の専任の専門科目担当教員が配置されているかどうかについて分析。なお、教員配置の適切性に関しての各学校における見解も含めて記載することが必要。

< 関連法令等 >

・学校教育法

（第70条の7）高等専門学校には、校長、教授、助教授、助手及び事務職員を置かなければならない。

2 高等専門学校には、前項のほか、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

4 教授及び助教授は、学生を教授する。

- 5 助手は、教授又は助教授の職務を助ける。
- 6 講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。
- ・ 高等専門学校設置基準
 - (第6条) 高等専門学校には、学科の種類及び学級数に応じ、各授業科目を教授するために必要な相当数の教員(助手を除く。次項及び第三項において同じ。)を置かなければならない。
 - 3 教員のうち、工学に関する学科において第16条に規定する専門科目を担当する専任者の数は、当該学校に1の学科を置くときは、8人、2以上の学科を置くときは8人に1学科を超えて1学科を増すごとに7人を加えた数を下つてはならない。この場合において、1学科の入学定員に係る学生を2以上の学級に編制するときは、これらに1学級を超えて1学級を増すごとに5人を加えるものとする。
 - 4 工学に関する学科以外の学科において第16条に規定する専門科目を担当する専任者の数は、別に定める。
 - (第7条) 高等専門学校には、演習、実験・実習又は実技について補助させるために必要な相当数の専任の助手を置かなければならない。
 - (第8条) 専門科目を担当する専任の教授及び助教授の数は、一般科目を担当する専任教員数と専門科目を担当する専任教員数との合計数の2分の1を下つてはならない。
 - (第9条) 教員は、一の高等専門学校に限り、専任教員となるものとする。この場合において、専任教員は、当該高等専門学校以外における教育研究活動その他の活動の状況を考慮し、当該高等専門学校において教育研究を担当するに支障がないと認められる者でなければならない。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学科ごとの専門科目担当教員の配置状況の適切性を示す資料(専任教員・非常勤教員別配置状況一覧等)

3 - 1 - 専攻科を設置している場合には、教育の目的を達成するために必要な専攻科の授業科目担当教員が適切に配置されているか。

【留意点】

- 各高等専門学校において、各校が掲げた教育の目的に沿って編成された教育課程を遂行するために必要な専攻科の授業科目担当教員(非常勤を含む)が適切に配置されているかどうかについて分析。なお、教員配置の適切性に関しての各学校における見解も含めて記載することが必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 専攻ごとの授業科目担当教員の配置状況の適切性を示す資料(専任教員・非常勤教員別配置状況一覧等)

3 - 1 - 学校の目的に応じて、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置(例えば、均衡ある年齢構成への配慮、教育経歴や実務経験への配慮等が考えられる。)が講じられているか。

【留意点】

- 各高等専門学校の目的や現状に応じて、教員組織の活動をより活発化させるための適切な措置の具体例に加えて、その実績についても分析。なお、年齢の構成については、設置基準にも規定されていることから必ず分析することが必要。

< 関連法令等 >
 ・ 高等専門学校設置基準
 (第6条第5項) 高等専門学校は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 教員年齢構成や性別構成の一覧、及びその実現のために行っている配慮の具体例(例えば、教員の年齢構成の均衡を図るための採用方針や実績等がある場合には、それを示すもの)
- ・ 教育経歴、実務経験を持つ者の任用状況
- ・ 学位取得に対する支援内容や取得実績
- ・ 任期制や公募制を導入している場合には、その実施状況及び規則

- ・ 外国人教員の確保がなされている場合には、その任用状況
- ・ 優秀教員評価制度を導入している場合には、その概要及び実施状況

3 - 2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。

3 - 2 - 教員の採用や昇格等に関する規定などが明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。

【留意点】

- 教員（非常勤を含む）の採用や昇格等に関する規定等や基準となるもの（教育能力や研究業績等）が明確かつ適切に定められているかどうかについて分析。また、その規定等が適切に運用されているかどうか実績をもとに分析。
- 当該観点では、「明確かつ適切に定められているか」と「適切に運用がなされているか」の2つの視点から分析が必要。
- 採用や昇格等に関する規定が設置基準にはずれていないこととともに、教育上の能力を考慮・評価しているかについても分析。

< 関連法令等 >

・ 高等専門学校設置基準

- （第10条の2）校長となることのできる者は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、高等専門学校の運営に関し識見を有すると認められる者とする。
- （第11条）教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。
 - 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者。
 - 二 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する業務についての実績を有する者。
 - 三 大学（短期大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校において教授、助教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
 - 四 学校、研究所、試験所、調査所等に在職し、教育若しくは研究に関する実績を有する者又は工場その他の事業所に在職し、技術に関する業務についての実績を有する者
 - 五 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
 - 六 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者
- （第12条）助教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。
 - 一 前条各号のいずれかに該当する者
 - 二 大学又は高等専門学校において助手又はこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。）のある者
 - 三 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
 - 四 特定の分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者
 - 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者
- （第13条）講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - 一 第11条又は前条に規定する教授又は助教授となることのできる者
 - 二 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において教諭の経歴のある者で、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者
 - 三 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者
- （第14条）助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - 一 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）又は準学士の称号（外国におけるこれに相当する称号を含む。）を有する者
 - 二 前号に掲げる者と同等以上の能力を有すると文部科学大臣が認めた者

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 教育上の能力に関する内容を含んだ教員の採用基準、昇格基準
- ・ 教育上の能力を考慮・評価するプロセスを含んだ教員の採用や昇格に関しての手続き規定
- ・ 教育上の指導能力に関する評価の実施状況を把握できる資料

3 - 2 - 教員の教育活動に関する定期的な評価を適切に実施するための体制が整備され、実際に評価が行われているか。

【留意点】

- 学校として行う「教員の教育活動に関する定期的な評価」とは、教育上の指導能力や活動実績に関する評価などが該当する。これらを実施するための体制（仕組み）が整備されているかどうかについて分析。また、実際に評価が行われているかどうかについても分析。
- 個々の教員の資質向上を目的としたものは、基準 9 で分析する。
- 当該観点では、「体制が整備されているか」と「評価が行われているか」の 2 つの視点から分析が必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学校内部の自己評価委員会等の活動実績，規則，構成図，議事録等
- ・ 授業評価アンケート等を実施している場合は，その実施状況と学校の行う教育活動の評価への反映を示す資料
- ・ 教育活動に関する教員による自己評価を実施している場合は，その状況と学校が行う「教員の教育能力」の評価への反映を示す資料

3 - 3 教育課程を遂行するために必要な教育支援者が適切に配置されていること。

3 - 3 - 学校において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員，技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

【留意点】

- 事務職員，技術職員等の教育支援者の配置状況（組織・人数，支援内容など）について分析することが必要。

< 関連法令等 >

・ 学校教育法

（第28条の9）事務職員は，事務に従事する。

（第50条の5）技術職員は，技術に従事する。

・ 高等専門学校設置基準

（第10条）高等専門学校には，その運営のために必要な相当数の事務職員その他の職員を置かなければならない。

（第25条）

2 図書館には，その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くとともに，適当な規模の閲覧室，レファレンス・ルーム，整理室，書庫等を備えるものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 教務関係事務組織図
- ・ 事務職員，技術職員及び司書の配置状況と教育活動に対する支援内容が把握できる資料
- ・ 教育活動に関わる事務分掌が把握できる資料
- ・ 教育活動に関わる技術職員の活用状況が把握できる資料

基準 4 学生の受入

4 - 1 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、公表、周知されていること。

4 - 1 - 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜（例えば、準学士課程入学者選抜、編入学生選抜、留学生選抜、専攻科入学者選抜等が考えられる。）の基本方針などが記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、学校の教職員に周知されているか。また、将来の学生を含め社会に公表されているか。

【留意点】

- 当該観点では、「アドミッション・ポリシーが明確に定められているか」と「学校の教職員に周知されているか」と「将来の学生を含め社会に公表されているか」の3つの視点から分析が必要。
- 「明確に定められているか」については、明文化されているとともに、社会に（特に準学士課程にあっては中学生に）解りやすいものであることの分析が必要。

< 関連法令等 >

・ 学校教育法

- （第70条の5）高等専門学校に入学することのできる者は、第47条に規定する者とする。
- （学校教育法第47条 高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。）

・ 学校教育法施行規則

- （第72条の5）学校教育法第70条の6第2項の規定により、高等専門学校の専攻科への入学に関し高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号にいずれかに該当する者とする。
 - 一 短期大学を卒業した者
 - 二 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第82条の10の規定により大学に編入することができるもの
 - 三 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者
 - 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者
 - 五 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - 六 その他高等専門学校の専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ アドミッション・ポリシー本文
- ・ 入試説明会時の資料、学校要覧、学生募集要項等、アドミッション・ポリシーが記載されている刊行物やウェブサイトの該当箇所
- ・ 公表の程度や効果を示すデータ（刊行物の配布先、配布数、ウェブサイトの利用状況等）
- ・ 教職員の会議等で周知のための取組がなされている場合には、その議事録等
- ・ 教職員に対するアドミッション・ポリシーの認知度に関するアンケート等が行われている場合には、その結果等、周知の程度を直接示すデータ

4 - 2 入学者の選抜が、アドミッション・ポリシーに沿って適切な方法で実施され、機能していること。

4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が適切に実施されているか。

【留意点】

- アドミッション・ポリシーと入学者選抜方法（配点・出題方針等）との関連を明示しつつ分析。
- 当該観点では、「受入方法が採用されているか」と「適切に実施されているか」の2つの視点から分析が必要。

< 関連法令等 >
 ・ 高等専門学校設置基準
 （第3条の2）入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適当な体制を整えて行うものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 入学者選抜要項
- ・ 面接要領
- ・ 入学試験実施状況
- ・ 過去3年程度の入試問題

4 - 2 - アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証しており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【留意点】

- 実際に入学した学生が、アドミッション・ポリシーに沿っていたかどうかの検証結果を分析する。
- 入学者選抜方法等の具体的な検証内容及び検証結果、さらに、この結果を踏まえた具体的な改善事例について分析。
- 当該観点では、「検証しているか」と「改善に役立てているか」の2つの視点から分析が必要。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・ アドミッション・ポリシーに記載された学生の資質等について、入学後に学生に対して検証していることを示す資料
- ・ 学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を図るための会議等の規則
- ・ 学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を図ったことを示す議事録等

4 - 3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

4 - 3 - 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【留意点】

- 学科・専攻ごとに実入学者数と入学定員について分析。
- 大幅に超えている、又は大幅に下回る場合には、実入学者数の改善に資する取組や教育環境等の改善により教育等に支障が生じないように、入学定員と実入学者数との関係の適正化を図っているかどうかを分析。

< 関連法令等 >
 ・ 高等専門学校設置基準
 （第4条の2）
 3 高等専門学校は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を生員定員に基づき適正に管理するものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 入学者の状況（入学定員、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数等）を示す資料
- ・ 学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を図ったことを示す議事録や改善を図った取組状況等

基準 5 教育内容及び方法

<準学士課程>

5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。

5-1-① 教育の目的に照らして、授業科目が学年ごとに適切に配置（例えば、一般科目及び専門科目のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系的性が確保されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものになっているか。

【留意点】

- ここでは、準学士課程の教育課程の体系的性を問うています。
- 当該観点では、教育課程の体系的性について教育の目的（「学生が卒業時に身につける学力、資質・能力」を含んでいることが必要。）に照らして分析。
- 教育課程の体系的性について学科の専門に照らして分析。

<関連法令等>

・高等専門学校設置基準

- （第15条）1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。
- （第16条）高等専門学校の授業科目は、その内容により、各学科に共通する一般科目及び学科ごとの専門科目に分ける。
- （第17条）高等専門学校は、当該高等専門学校及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。
 - 2 教育課程は、各授業科目を各学年に配当して編成するものとする。
 - 3 各授業科目の単位数は、30単位時間（1単位時間は、標準50分とする。第5項において同じ。）の履修を1単位として計算するものとする。
 - 4 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 教育の目的に照らした授業科目の開設状況（一般教育科目・専門教育科目等の分類、年次配当、必修・選択等の別）
- ・ 教育の目的に照らした授業科目系統図、教育課程概念図
- ・ 授業時間割
- ・ 授業科目案内、履修要項、シラバス等、授業内容が把握できる資料等の該当箇所
- ・ 教材、授業で使用したプリント等

5-1-② 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学科の授業科目の履修、他高等教育機関との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、専攻科教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

【留意点】

- 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対する学校としての捉え方や、それに対応する教育課程の編成上の取組における配慮について分析。

<関連法令等>

・高等専門学校設置基準

- （第19条）高等専門学校は、教育上有益と認めるときは、学生が高等専門学校の定めるところにより他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で当該高等専門学校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- （第20条）高等専門学校は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該高等専門学校における授業科目の履修とみなし、高等専門学校の定めるところにより単位の修得を認定することができる。
 - 2 前項により認定することができる単位数は、前条により当該高等専門学校において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
 - 3 第1項の規定は、学生が、外国の大学又は高等学校に留学する場合及び外国の大学が行う

通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。この場合において認定することができる単位数の合計数は30単位を超えないものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 他学科の授業科目の履修を認めている場合には、その実施状況が把握できる資料やそれに関する規則等
- ・ 他の高等教育機関との単位互換を実施している場合には、その実施状況が把握できる資料やそれに関する規則、協定書等
- ・ インターンシップを実施している場合には、その実施状況が把握できる資料やそれに関する規則等（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）
- ・ 専攻科課程教育との連携を実施している場合には、その実施状況が把握できる資料やそれに関する規則等

5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、教材の工夫、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用、基礎学力不足の学生に対する配慮等が考えられる。）

【留意点】

- 当該観点では、授業形態のバランスについて、教育の目的に照らして分析。
- 学習指導法の工夫については、取組内容の具体例や実施状況を示しつつ、教育内容に応じていることを分析。
- 当該観点では、教育目的に照らして「バランスが適切であるか」と「学習指導法の工夫がなされているか」の2つ視点から分析が必要。

<関連法令等>

・ 高等専門学校設置基準

- （第17条の2）高等専門学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 2 高等専門学校は、授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 3 高等専門学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学生便覧、シラバス、授業科目案内、履修要項等の該当箇所
- ・ 授業形態の組合せ・バランスが教育の目的に即していることが把握できる資料
- ・ 教育内容に応じて学習指導法の工夫の具体的内容がわかる資料（シラバス、受講学生数（履修学生数、単位取得学生数）が把握できる資料、該当する事柄を記した冊子等の資料）

5-2-② 教育課程の編成の趣旨に沿って、適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【留意点】

- 教育課程の編成の趣旨に沿って、教育方法や内容、達成目標、評価方法等が記載されたシラバスが作成され、教員及び学生に活用されているかについて分析。
- 当該観点では、シラバスの適切性に考慮し、「作成されているか」と「活用されているか」の2つの視点から分析が必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ シラバス
- ・ シラバス作成に関する規則
- ・ 学生や教員に対してアンケート等でシラバスの活用に関するアンケートを実施して

いる場合には、その結果等

５－２－③ 創造性を育む教育方法（ＰＢＬなど）の工夫やインターンシップの活用が行われているか。

【留意点】

- 創造性を育む教育方法（ＰＢＬなど）の工夫の内容について、具体例を示しつつ分析。
- インターンシップの活用が行われているかについて実施状況を示しつつ分析。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 該当科目のシラバス、教材、配布資料等、工夫の具体的な内容がわかる資料
- ・ インターンシップを実施している場合には、その実施状況が把握できる資料やそれに関する規則等（実施要項、実施報告書、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）

５－３ 成績評価や単位認定、進級・卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

５－３－① 成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【留意点】

- 成績評価や単位認定や進級・卒業認定に関する規定等に従って、実際の運用が適切に行われているかどうかについて、厳格性や一貫性の確保の面も含めて分析。
- 当該観点では、「規定が策定されているか」と「学生に周知されているか」と「適切に実施されているか」の３つの視点から分析が必要。
- 成績に関する学生からの意見申立の機会があるかどうかについても分析。
- 追試、再試の成績評価方法についても分析。

<関連法令等>

・ 学校教育法

（第70条の4）高等専門学校の修業年限は、5年とする。ただし、商船に関する学科については、5年6月とする。

・ 高等専門学校設置基準

（第18条）全課程の修了の認定に必要な単位数は、167単位以上（そのうち、一般科目については75単位以上、専門科目については82単位以上とする。）とする。ただし、商船に関する学科にあっては練習船実習を除き147単位以上（そのうち、一般科目については75単位以上、専門科目については62単位以上とする。）とする。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第17条の2の授業の方法により修得する単位数は30単位を超えないものとする。

（第19条）高等専門学校は、教育上有益と認めるときは、学生が高等専門学校の定めるところにより他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で当該高等専門学校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（第20条）高等専門学校は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該高等専門学校における授業科目の履修とみなし、高等専門学校の定めるところにより単位の修得を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条により当該高等専門学校において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

3 第1項の規定は、学生が、外国の大学又は高等学校に留学する場合及び外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。この場合において認定することができる単位数の合計数は30単位を超えないものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 成績評価・単位認定規定
- ・ 進級・卒業認定規定
- ・ 成績評価基準、単位認定基準、卒業認定基準
- ・ 成績評価・単位認定及び卒業認定規定が学生に周知されていることを示すものとし

て、学生便覧、シラバス、オリエンテーション時の配布資料等の該当箇所

- ・ 実際の成績評価・単位認定方法が明示された資料の該当箇所
- ・ 成績評価が適切に実施されていることを示す資料（例えば、試験答案など）
- ・ 単位認定に係る会議資料
- ・ 進級認定、卒業認定に係る会議資料
- ・ 成績評価の分布表

5-4 人間の素養の涵養に関する取組が適切に行われていること。

5-4-① 教育課程の編成において、特別活動の実施など人間の素養の涵養がなされるよう配慮されているか。

【留意点】

- 特別活動、ホームルーム、校外実習・見学等の実施状況から、教育課程の編成において人間の素養の涵養がなされるよう配慮されているかどうかについて分析。また、特別活動を設置基準で定められている90単位時間（1単位時間は標準50分とする）以上実施しているかどうかについても確認。

<関連法令等>

- ・ 高等専門学校設置基準
(第17条)

5 第1項に定める授業科目のほか、高等専門学校においては、特別活動を90単位時間以上実施するものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 授業時間割
- ・ 特別活動の実施状況や内容により、人間の素養の涵養がなされていることを把握できる資料（テーマ一覧、シラバス、実施時の配布資料等）
- ・ ホームルームの実施状況や内容により、人間の素養の涵養がなされていることを把握できる資料（活動内容一覧、シラバス、配付資料等）

5-4-② 教育の目的に照らして、生活指導面や課外活動等において、人間の素養の涵養が図られるよう配慮されているか。

【留意点】

- 生活指導に関する活動状況、課外活動への関与の状況から、教育課程の編成以外においても、教育の目的に照らして人間の素養の涵養が図られるよう配慮されているかどうかについて分析。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学生指導の内容により、人間の素養の涵養がなされていることを把握できる資料（学生指導体制、実施要領、学生指導時の配布資料、指導報告書等）
- ・ 学校行事の実績や計画の内容により、人間の素養の涵養がなされていることを把握できる資料（行事一覧表、個々のプログラム、実施要領、活動報告書等）
- ・ 学生会活動、クラブ活動等の体制や実績により、人間の素養の涵養がなされていることを把握できる資料（部活動一覧、顧問の配置、活動時間、活動報告等）

＜専攻科課程＞

5－5 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準が適切であること。

5－5－① 準学士課程の教育との連携を考慮した教育課程となっているか。

【留意点】

- 専攻科の教育課程が、学科・専攻科科目関連図等から、学科における教育との連続性等が考慮されたものであるかどうかについて分析。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学科・専攻科関連図、学科・専攻科科目関連図
- ・ 履修の手引きの該当箇所
- ・ 学科と専攻科の教育内容の連携の状況が把握できる資料

5－5－② 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置（例えば、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）され、教育課程の体系性が確保されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものになっているか。

※ 原則として準学士課程に準ずる。

【留意点】

- 当該観点では、教育課程の体系性について、教育の目的に照らして分析。
- また、各専攻の専門に照らした体系性についても分析。
- 専攻科課程の教育の目的において、学士の学位取得を設定している場合は、これを可能とする授業科目編成になっているかについても留意しつつ分析。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 授業科目の開設状況が教育の目的に照らして、体系性を確保していることを示す資料（配置、年次配当、必修・選択等の別）
- ・ 授業時間割
- ・ 教育の目的に照らした授業科目系統図、教育課程概念図
- ・ 授業科目案内、履修要項やシラバス等、授業内容を把握できる資料等の該当箇所
- ・ 教材、授業で使用したプリント等

5－5－③ 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他専攻の授業科目の履修、他高等教育機関との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施等が考えられる。）に配慮しているか。

※ 原則として準学士課程に準ずる。

【根拠となる資料・データ等例】

- ・ 他専攻の授業科目の履修を認めている場合には、その実施状況が把握できる資料やそれに関する規則等
- ・ 他の高等教育機関との単位互換を実施している場合には、その実施状況が把握できる資料やそれに関する規則、協定書等
- ・ インターンシップによる単位認定を実施している場合には、その実施状況が把握できる資料やそれに関する規則等（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）
- ・ 補充教育を実施している場合には、補習授業の実施状況が把握できる資料（対象者、開設科目、時間割等）

5－6 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。

5－6－① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、教材の工夫、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、情報機器の活用等が考えられる。）

※ 原則として準学士課程に準ずる。

【留意点】

- 当該観点では、授業形態のバランスについて、教育の目的に照らして分析。
- 学習指導法の工夫については、取組内容の具体例や実施状況を示しつつ、教育内容に拠っていることを分析。
- 当該観点では、「バランスが適切であるか」と「学習指導法の工夫がなされているか」の2つ視点から分析が必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学生便覧、シラバス、授業科目案内、履修要項等の該当箇所
- ・ 授業形態の組合せ・バランスが目的に照らして把握できる資料
- ・ 学習指導法の工夫が教育内容に拠っていることを把握できる資料（シラバス、受講学生数（履修学生数、単位取得学生数）が把握できる資料、該当する事柄を記した冊子等の資料）

5-6-② 創造性を育む教育方法（PBLなど）の工夫やインターンシップの活用が行われているか。

※ 原則として準学士課程に準ずる。

【留意点】

- 創造性を育む教育方法（PBLなど）の工夫の内容について、具体例を示して分析。
- インターンシップの活用が行われているかについて実施状況を示しつつ分析。
- 準学士課程と専攻科課程の両方でインターンシップを実施することを評価しようとしているのではなく、実践的教育の一例として評価する。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 該当科目のシラバス、教材、配布資料等、工夫の具体的内容がわかる資料
- ・ インターンシップを実施している場合には、その実施状況が把握できる資料やそれに関する規則等（実施要項、実施報告書、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等）

5-6-③ 教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスが作成され、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標と評価方法の明示など内容が適切に整備され、活用されているか。

【留意点】

- 教育課程の編成の趣旨に沿って、事前に行う準備学習、教育方法や内容、達成目標と評価方法が記載されたシラバスが整備されているかどうかについて分析。また、シラバスが教員及び学生に活用されているかについて分析。（例えば、アンケート結果や活用を促進するための方策等の状況から、教員が実際の授業・成績評価等で、学生が授業選択時や事前学習等で、活用しているかどうかについて分析。）
- 当該観点では、シラバスの適切性に考慮し「整備されているか」と「活用されているか」の2つ視点から分析が必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ シラバス
- ・ シラバス作成に関する規則
- ・ 学生や教員に対するアンケート等でシラバスの活用に関するアンケートを実施している場合には、その結果等

5-7 研究指導が教育の目的に照らして適切に行われていること。

5-7-① 専攻科で修学するにふさわしい研究指導（例えば、技術職員などの教育的機能の活用、複数教員指導体制や研究テーマ決定に対する指導などが考えられる。）が行われているか。

【留意点】

- 学生に対する研究指導が、学校教育法上の目的及び学校の教育の目的を達成する上で適切なものであるかどうかを分析。

<関連法令等>

・学校教育法

(第70条の6)

- 2 高等専門学校の特攻科は、高等専門学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、1年以上とする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 技術職員などの教育的機能が活用されている場合には、その実施状況により専攻科で修学するにふさわしい研究指導であることが把握できる資料(技術職員の配置状況、研究補助等の内容等)
- ・ 複数教員による指導を行っている場合には、その指導体制により、専攻科で修学するにふさわしい研究指導であることが把握できる資料(研究指導の基本方針、学生の研究テーマと指導教員一覧等)
- ・ 研究テーマ決定に対する指導を行っている場合には、その指導状況により、専攻科で修学するにふさわしい研究指導であることが把握できる資料(研究テーマ決定に対する指導プロセス等)

5-8 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

5-8-① 成績評価・単位認定規定や修了認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

※ 原則として準学士課程に準ずる。

【留意点】

- 特に1単位の履修時間は、授業時間以外の学習を合わせて45時間であることを学生に周知させているかについても記述することが必要。

<関連法令等>

・学校教育法

(第70条の6)

- 2 高等専門学校の特攻科は、高等専門学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、1年以上とする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 成績評価・単位認定規定
- ・ 進級・修了認定規定
- ・ 成績評価基準、修了認定基準
- ・ 成績評価・単位認定及び修了認定規定が学生に周知されていることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーション時の配布資料等の該当箇所
- ・ 実際の成績評価・単位認定方法が明示された資料の該当箇所
- ・ 単位認定に係る会議資料
- ・ 進級認定、修了認定に係る会議資料
- ・ 1単位の履修時間は、授業時間以外の学習を合わせて45時間であることを学生に周知させていることがわかる資料
- ・ 成績評価が適切に実施されていることを示す資料(例えば、試験答案など)
- ・ 成績評価の分布表

基準 6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

6-1-① 高等専門学校として、その目的に沿った形で、課程に応じて、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成する人材像等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われているか

【留意点】

- 準学士課程・専攻科課程ごとに、目的に掲げられた学校が意図する学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成する人材像等に対して、実際に卒業（修了）時にそれらをどの程度達成しているかを把握・評価するための方法と、取組状況（委員会等の設置・開催等）を分析。特に専攻科の分析に当たっては、修了認定だけでは十分でなく、適切な選択科目を履修したことを含めて分析。
- 特別活動を含めて分析。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 達成状況を把握・評価するための委員会等の組織体制、活動状況が把握できる規則、議事録等

6-1-② 各学年や卒業（修了）時などにおいて学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位取得状況、進級の状況、卒業（修了）時の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作などの内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【留意点】

- 観点 6-1-① に対応させて、学力や資質・能力に照らして、最も相応しい状況（例えば、単位取得、卒業研究の内容水準など）に基づき、学校として教育の成果や効果が上がっているかどうかを分析。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 単位取得率、成績評価の分布表、進級率、留年・休学・退学状況、卒業率、進学率、就職率
 - ・ 資格取得者数
 - ・ 卒業研究、卒業制作
 - ・ 各種コンペティション等の受賞数、発表内容
- いずれの資料においても、教育の成果や効果が上がっていることを学力や資質・能力に照らして示す資料であることが必要。

6-1-③ 教育の目的において意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【留意点】

- 教育の成果や効果が上がっているかどうかを、卒業（修了）後の進路の状況等に基づき、学校として分析する。

<関連法令等>

- ・ 学校教育法
（第70条の9）高等専門学校を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。
- ・ 学校教育法施行規則
（第72条の6）高等専門学校を卒業した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、2年以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該

〔 大学に編入学することができる。 〕

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 就職率，進学率，全卒業生に対する就職者・進学者・その他・進路未決定者等の割合など，教育の成果や効果が上がっていることを示す資料
- ・ 就職先（産業別・職業別等），進学先（教育機関別，専門分野別等）など教育の成果や効果が上がっていることを示す資料

6－1－④ 学生が行う学習達成度評価等から判断して，学校の意図する教育の成果や効果が上がっているか。

【留意点】

- 学習達成度評価とは，卒業（修了）時に身に付ける学力，資質・能力について学生自身が評価したものである。その結果から判断して，学校が意図する教育の成果や効果が上がっているかどうかを学校としてどのように判断したかを分析。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学習達成度に関するアンケート調査資料
- ・ 学生による授業評価や満足度評価の場合には，その授業の達成度評価ではなく，卒業（修了）時に身につけた学力，資質・能力の達成度に関する項目についての該当箇所（様式及び回答結果等）

6－1－⑤ 卒業（修了）生や進路先などの関係者から，卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力等に関する意見を聴取するなどの取組を実施しているか。また，その結果から判断して，教育の成果や効果が上がっているか。

【留意点】

- 教育の成果や効果が上がっているかどうかを，卒業（修了）生や進路先などの関係者の意見に基づき，学校として分析する。
- 当該観点では，「取組を実施しているか」と「教育の成果や効果が上がっているか」の2つの視点から分析が必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 卒業（修了）生，進路先等に意見を聴取する機会（懇談会，アンケート，インタビュー等）の概要を示す資料（聴取対象者，実施時期，聴取内容及び結果等）

基準 7 学生支援等

7-1 学習を進める上での履修指導、学生の自主的学習の相談・助言等の学習支援体制が整備され、機能していること。また、学生の課外活動に対する支援体制等が整備され、機能していること。

7-1-① 学習を進める上でのガイダンスが整備され、適切に実施されているか。また、学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

- 各学科・専攻により活動状況等が異なる場合は、一部の学科・専攻のみの活動なのか、学校全体の活動なのかを示す必要がある。
- 当該観点では、ガイダンスが「整備されているか」と「適切に実施されているか」並びに、相談・助言体制が「整備されているか」と「機能しているか」のそれぞれ2つの視点から分析が必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ ガイダンスの実施及び内容を把握できる資料（スケジュール、担当者、対象者別実施回数、参加状況、配付資料等）
- ・ オフィスアワーの実施状況（オフィスアワー一覧表等）
- ・ 学級担任や科目担当教員による相談・助言の内容を確認できる資料（指導マニュアル、関連規則等）
- ・ メールによる相談・助言体制
- ・ 学習相談、助言の実施体制の学生への周知状況（刊行物、プリント、ウェブサイト等の該当箇所）
- ・ 学習相談、助言の実施体制の利用実績

7-1-② 自主的学習環境（例えば、自主学習スペース、図書館等が考えられる。）及び厚生施設、コミュニケーションスペース等のキャンパス生活環境等が整備され、効果的に利用されているか。

【留意点】

- 効果的な利用について、利用実績や利用満足度等から分析。
- 当該観点では、自主的学習環境及びキャンパス生活環境等が「整備されているか」と「効果的に利用されているか」の2つの視点から分析が必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学生の自主的学習に供されている各施設・設備の整備状況（部屋数、収容人数、机、パソコン、工作機器等の台数等）、利用計画、利用規定、学生に対する利用案内及びその配付状況等
- ・ 学生の自主的学習への配慮（図書館の延長開館、講義室の利用許可等）が把握できる資料（利用規定等）
- ・ 各施設・設備の利用状況、利用実績（学生の入室数、工作機器等の利用件数、利用延べ時間等）

7-1-③ 学習支援に関する学生のニーズ（例えば、資格試験や検定試験受講、外国留学等に関する学習支援等が考えられる。）が適切に把握されているか。

【留意点】

- 学習支援に関する学生のニーズを把握しているかについて、学生の意見を汲み上げる制度の内容、その実施状況、ニーズの把握状況等を分析。なお、この観点では、学生のニーズがどのような活動に活かされているかを分析する必要はない。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学生の意見を汲み上げる制度が把握できる資料
- ・ 学生との懇談会が実施されている場合には、内容報告等における該当箇所
- ・ 意見投書箱等が設置されている場合には、設置状況、意見例等

7-1-④ 資格試験や検定試験受講、外国留学のための支援体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

- 機能面については、支援体制による活動の状況や学生に対する効果や貢献などを分析。
- 当該観点では、支援体制が「整備されているか」と「機能しているか」の2つの視点から分析が必要。

＜関連法令等＞

- ・ 学校教育法施行規則
(第72条の4) 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。
2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、高等専門学校設置基準第20条第3項により準用する同条第1項の規定により単位の修得を認定した場合においては、当該学生について、第72条の7において準用する第44条に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ ガイダンス、説明会等の実施及び内容を把握できる資料（スケジュール、対象者別実施回数、参加状況、配付資料等）
- ・ 補習授業や学習相談を行っている場合には、担当教員、受講者数、実施科目、対象者別実施回数、使用教材、配付プリント等
- ・ 資格試験・検定試験の受験者数、合格者数等
- ・ 資格取得による単位修得の認定を行っている場合には、関連規則、単位認定実績等
- ・ 外国留学に関する手続きの支援、単位認定、交流協定の締結等を行っている場合には、内容が把握できる資料や関連規則、留学実績等

7-1-⑤ 特別な学習支援が必要な者（例えば、留学生、編入学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）がいる場合には、学習支援体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

- 学習支援面において、特別な支援が必要な者がいる場合には、それらの者に対して有効な支援が行われているかについて分析。
- 機能面については、支援体制による活動の実施状況や特別な学習支援が必要な者に対する効果や貢献などを分析。
- 当該観点では、学習支援体制が「整備されているか」と「機能しているか」の2つの視点から分析が必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 留学生指導教員やチューターの配置表、指導・支援内容一覧、指導マニュアル等
- ・ 特別カリキュラム、特別クラスの編成状況、補習授業の開設・実施状況（担当教員、実施科目、対象者別実施回数、使用教材、受講者数等）
- ・ 留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）
- ・ 編入学生に対する入学前の指導を行っている場合には、指導スケジュール、指導内容が記載された資料等
- ・ 編入学生に対して入学後に補習授業や学習相談等を行っている場合には、実施状況及び内容（担当教員、実施科目、対象者別実施回数、使用教材等）
- ・ 障害のある学生に対する支援体制（ノートテーカー等）の整備状況

- ・ 社会人学生に対する情報提供（メール，ウェブサイト等）
- ・ 社会人学生に対する学習相談の制度が把握できる資料（オフィスアワー一覧表，配付プリントの該当箇所等）

7-1-⑥ 学生のクラブ活動や学生会等の課外活動に対する支援体制が整備され，機能しているか。

【留意点】

- 機能面については，支援体制による支援活動の実施状況や，学生会やクラブ等に対する支援活動の効果や貢献などを分析。クラブ活動の実績を問うていないものではない。
- 学生の個人的な活動に対してではなく，学校としての支援活動の実績を分析。
- 当該観点では，支援体制が「整備されているか」と「機能しているか」の2つの視点から分析が必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 課外活動に関する規定，組織図
- ・ 課外活動に対する支援の活動内容一覧表，担当顧問一覧，顧問会議資料
- ・ 運営金の収支決算書
- ・ 支援活動の実績を示す資料
- ・ 施設の整備状況（学生会室，サークル棟等）

7-2 学生の生活や経済面並びに就職等に関する相談・助言，支援体制が整備され，機能していること。

7-2-① 学生の生活や経済面に係る指導・相談・助言を行う体制が整備され，機能しているか。

【留意点】

- 機能面については，指導・相談・助言体制による活動の実施状況や学生に対する効果や貢献などを分析。
- 当該観点では，指導・相談・助言体制が「整備されているか」と「機能しているか」の2つの視点から分析が必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 生活指導の体制，指導内容，組織図，関連規則，委員会資料等
- ・ 学級担任や主事等による指導の内容
- ・ 学生相談室，保健センター等の概要（設置規則，相談員，カウンセラーの配置，学生に対する相談の案内等）
- ・ 各種ハラスメント等の相談取扱要項
- ・ 相談・助言の体制の利用実績，相談・対応例
- ・ 奨学金，授業料減免，特待生，緊急時の貸与等の制度の概要，規則，学生・保護者向けの案内，実績等

7-2-② 特別な支援が必要な者（例えば，留学生，障害のある学生等が考えられる。）がいる場合には，生活面での支援が適切に行われているか。

【留意点】

- 生活面において，特別な支援が必要な者がいる場合には，それらの者に対して有効な支援が行われているかについて分析。
- 留学生については，留学生指導教員やチューターの配置などの支援状況や支援実績，障害のある学生については，各種施設のバリアフリー化への対応状況等も分析。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 留学生指導教員やチューターの配置表，指導・支援内容一覧等
- ・ 留学生に対する施設・設備の整備状況（室名の外国語表記等）
- ・ 障害のある学生に対する施設・設備の整備状況

7-2-③ 学生寮が整備されている場合には，学生の生活及び勉学の間として有効に機能しているか。

【留意点】

- 学生寮が設置されている学校においては，学生寮の生活及び勉学の間としての整備状況，管理体制，その他様々な支援体制等を基に機能の状況を分析。
- 教育寮としての役割も分析。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学生寮が勉学の間として機能していることを示す資料
- ・ 学生寮の設置状況（料金体系を含む），入寮状況，施設・設備の整備状況等
- ・ 学生寮の管理組織に係る規定，組織図
- ・ 学生寮の規則，寮内の自治組織の概要・規定
- ・ 学生寮内の自習室・談話室等の整備状況（設置・配置状況，面積，机の数，利用時間，利用規定等）
- ・ 自習時間の設定状況
- ・ 欠課・欠席の多い寮生に対する指導内容，在室点検簿

7-2-④ 就職や進学などの進路指導を行う体制が整備され，機能しているか。

【留意点】

- 機能面については，この体制による活動の実施状況や学生に対する効果や貢献などを分析。
- 当該観点では，体制が「整備されているか」と「機能しているか」の2つの視点から分析が必要。
- 学生の就職率や進学率は，機能面の間接的な根拠となるが，取組内容からの分析も必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学級担任や学年主任等の進路指導マニュアル，ガイダンス実施状況（スケジュール，対象者別実施回数，配付資料等）
- ・ 進路指導に関する委員会等の規定，組織図，会議資料
- ・ 進路指導室等の概要（担当者，指導内容，学生に対する利用案内，対応時間等）
- ・ 学生や保護者に対する進路に係る説明会・ガイダンス等の実施状況（スケジュール，対象者別実施回数，配付資料等）
- ・ 企業訪問スケジュール，訪問先，訪問件数

基準 8 施設・設備

8-1 教育課程に対応して施設、設備が整備され、有効に活用されていること。

8-1-① 学校において編成された教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、教室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館等、実験・実習工場さらには職業教育のための練習船等の設備等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。

【留意点】

- 学校の目的や教育課程に対応して、必要と考えられる校地・校舎や施設・設備、及び設置基準において必須とする校地・校舎や施設・設備が整備されているとともに、学生や教職員による利用状況、稼働状況等から有効に活用されているかどうかについて分析。
- 当該観点では、「整備されているか」と「有効に活用されているか」の2つの視点から分析が必要。

<関連法令等>

・高等専門学校設置基準

（第22条）校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。

- 2 運動場は、校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合に限り、その他の適当な位置にこれを設けるものとする。

（第23条）校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

- 一 校長室、教員室、会議室、事務室
- 二 教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）、研究室
- 三 図書館、保健室、学生控室

- 2 校舎には、第1項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。

- 3 高等専門学校には、校舎のほか、なるべく体育館及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

（第24条）高等専門学校における校地の面積（附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、学生定員上の学生1人当たり10平方メートルとして算定した面積とする。

- 2 高等専門学校における校舎の面積は、その教育に支障のないよう、少なくとも次の各号に定める面積に学科の種類に応じ次項又は第四項に定める面積を加えた面積を下らないものとする。

- 一 入学定員に係る学生を1の学級に編制する場合は、1652.89平方メートル
- 二 入学定員に係る学生を2の学級に編制する場合は、2644.63平方メートル
- 三 入学定員に係る学生を3の学級に編制する場合は、3471.07平方メートル
- 四 入学定員に係る学生を4の学級に編制する場合は、4132.23平方メートル
- 五 入学定員に係る学生を5の学級に編制する場合は、4793.39平方メートル
- 六 入学定員に係る学生を6の学級に編制する場合は、5289.26平方メートル
- 七 入学定員に係る学生を7以上の学級に編制する場合は、5289.26平方メートルに6学級を超えて1学級を増すごとに330.58平方メートルを加えた面積

- 3 工学に関する学科に係る前項の加える面積は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 当該学科の入学定員に係る学生を、1の学級に編制するときは1652.89平方メートル、2以上の学級に編制するときは1652.89平方メートルに学級数の増加に応じて相当面積を加えた面積
- 二 2以上の学科を置く場合は、それぞれの学科の所要面積を合計した面積。ただし、2以上の学科が共用する建物があるときは、教育に支障のない限度において、当該合計した面積から一部を減じた面積

- 4 工学に関する学科以外の学科に係る第2項の加える面積は、別に定める。

（第25条）高等専門学校には、学科の種類、教員数及び学生数に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

- 2 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くとともに、適当な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。

（第26条）高等専門学校には、教育上必要な場合は、学科の種類に応じ、実験・実習工場、練習船その他の適当な規模内容を備えた附属施設を置くものとする。

（第27条）高等専門学校には、学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本その他の設備を備えるものとする。

（第27条の2）高等専門学校は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 各施設・設備の整備状況（施設配置図、部屋数、面積、収容人数、開館時間、パン

コンや工作機器等の数)、整備計画

- ・ 各種施設のパンフレット(設置・利用目的が分かる部分)
- ・ 利用計画・利用状況(講義室稼働率等)
- ・ 施設・設備を管理するための組織体制、業務内容等
- ・ 設備使用に関する規定、設備利用の手引き等

8-1-② 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。

【留意点】

- ここでは現在一般的に考えられる学生のニーズに対して問うている。ニーズを把握する取組までは問わない。
- 活用面については、このネットワークの教職員や学生による利用状況や稼働状況を分析。
- 当該観点では、情報ネットワークが「整備されているか」と「有効に活用されているか」の2つの視点から分析が必要。
- 学生の利用満足度が把握されている場合には、これも含めて分析。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学生のニーズを把握できるもの(学生アンケートの様式、回答結果、分析結果、学生との懇談会の内容報告等における該当箇所等)
- ・ 情報ネットワークの整備状況(パソコン等接続状況、学内LAN構成図、ネットワーク端末一覧、授業内外で学生の利用可能なパソコンの台数、情報処理センターの組織規定等)
- ・ セキュリティポリシー
- ・ セキュリティシステムの概要、情報ネットワークの管理体制及び業務内容、講習会
- ・ 情報倫理教育の実施状況
- ・ 利用規則、利用する授業一覧、授業での具体的な利用を示す資料(シラバスの該当部分等)、自主学習での利用状況(利用人数、利用延べ時間)

8-2 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。

8-2-① 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

【留意点】

- 教育課程、学科の種類、学年区分に応じて、教育研究上必要となる図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の資料が系統的(学習内容に対応した分野やレベルなどの系統性)に整備されているかについて分析。また、活用面について、これらの資料の教職員や学生による利用状況等を分析。
- 当該観点では、「整備されているか」と「有効に活用されているか」の2つの視点から分析が必要。
- 学生の利用満足度が把握されている場合には、これも含めて分析。
- 開館時間への配慮や職員等によるガイダンス等の図書館の利用サービスにかかる取組については、基準7(学生支援等)において分析。また、図書館の施設としての整備面に関する事項は8-1-①で分析。

<関連法令等>

・ 高等専門学校設置基準

(第25条) 高等専門学校には、学科の種類、教員数及び学生数に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 図書等の資料（ソフトウェア，視聴覚教材等を含む。）の内容，冊数等のデータ
- ・ 図書等の整備方針，受入図書の決定方法，受入実績
- ・ 利用実績（図書等貸出数，図書館入館者数）等
- ・ 図書館の利用促進に向けた取組を行っている場合には，その内容が把握できる資料

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。

9-1-① 教育の状況について、教育活動の実態を示すデータや資料が適切に収集・蓄積され、評価を適切に実施できる体制が整備されているか。

【留意点】

- 教育活動の実態を示すデータや資料とは、教育の状況について各種評価を行うにあたり必要な教育活動に関する基礎的なデータや資料であり、各学校の目的や活動実態、評価の実施体制等により異なる。
- 当該観点では、「収集・蓄積されているか」と「評価を適切に実施できる体制が整備されているか」の2つの視点から分析が必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 教育活動の実態を示す資料・データ等の収集体制が把握できる資料
- ・ 教育活動の実態を示す資料・データ等の蓄積状況が把握できる資料
- ・ 自己点検評価報告書の該当箇所
- ・ 評価の実施体制が把握できる資料（組織構成図、関連規則等）

9-1-② 学生の意見の聴取（例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。）が行なわれており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【留意点】

- 学生の意見を聴取する方法、内容、実施状況等についての分析を含め、聴取した意見がどのような形で教育の状況に関する学校教育法第69条の3に定められた自己点検・評価に反映されているかどうかを分析。
- 当該観点では、「意見聴取が行われているか」と「反映されているか」の2つの視点から分析が必要。
- これまでに行った自己点検・評価に基づく分析でも良い。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学生からの意見聴取の実施状況（実施方法、回数、対象者等）、意見内容の例、アンケート結果集計表等
- ・ 学生の意見聴取が行われていることを示すものとして、報告書として纏められている場合は、その報告書
- ・ 学生の意見が反映されている自己点検・評価報告書の該当箇所

9-1-③ 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【留意点】

- 学外関係者の意見を聴取する方法、内容、実施状況等について分析。また、聴取した意見がどのような形で教育の状況に関する学校教育法第69条の3に定める自己点検・評価に反映されているかどうかを分析。
- これまでに行った自己点検・評価に基づく分析結果でも良い。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 学外関係者（卒業（修了）生、進学先、就職先等）からの意見聴取の実施状況（実施方法、回数、対象者等）、意見内容の例、アンケート結果集計表等
- ・ 学外関係者の意見が纏められている場合は、その報告書

- ・ 学外関係者の意見が反映されている自己点検・評価報告書、外部評価報告書等の該当箇所

9-1-④ 各種の評価（例えば、自己点検・評価、教員の教育活動に関する評価、学生による達成度評価等が考えられる。）の結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるようなシステムが整備され、教育課程の見直しなど具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

【留意点】

- 各種の評価結果を教育の質の向上、改善に結び付けるシステムの整備状況について、学内の委員会等の役割・権限・相互関係等の面も含めて分析。また、これらのシステムの機能面について、評価結果を踏まえた教育課程の見直しの具体的かつ継続的な方策の検討・実施状況について実例を挙げて分析。
- 当該観点では、「システムが整備されているか」と「方策が講じられているか」の2つの視点から分析が必要。

<関連法令等>

- ・ 高等専門学校設置基準
（第2条）高等専門学校は、その組織編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、常にその充実を図り、もって教育水準の維持向上に努めなければならない。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 各種委員会等の体制及び活動状況（組織相互関連図、関係諸規則、議事録、活動記録等）
- ・ 評価結果を改善策に結び付ける仕組みを把握できる資料（点検項目、評価結果、分析内容等）、活動実績等
- ・ 具体的かつ継続的な方策が講じられていることを示す資料

9-1-⑤ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。また、個々の教員の改善活動状況を、学校として把握しているか。

【留意点】

- 各種の評価結果に基づく個々の教員の継続的改善の実施方法について具体的改善の実例を示しつつ分析。また、それらを学校として把握する方法・状況について分析。
- 非常勤講師についても分析。
- 当該観点では、「改善を行っているか」と「学校として把握しているか」の2つの視点から分析が必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 評価結果の教員へのフィードバック状況（通知時期、方法、内容等）等、改善のための評価活動が機能していることを把握できる資料
- ・ 具体的改善方策の内容等（カリキュラム・授業方法・シラバス等の改善例、授業改善計画、評価結果と改善方策の対応表等）
- ・ 教員の改善活動報告書等

9-1-⑥ 研究活動が教育の質の改善に寄与しているか。

【留意点】

- 教員の研究活動（専門分野の研究及び教育方法等の研究）により得られた知見や成果等が教育内容・方法の改善に活かされているかどうかについて具体的改善の実例を示しつつ分析。

＜関連法令等＞

・高等専門学校設置基準

（第2条）高等専門学校は、その組織編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、常にその充実を図り、もって教育水準の維持向上に努めなければならない。

2 前項の場合において、高等専門学校は、その教育内容を学術の進展に即応させるため、必要な研究が行なわれるように努めるものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・教育方法の改善についての研究における成果を授業で実践した具体例等
- ・各教員の専門分野における研究成果を授業に取り入れた具体例等
- ・学生を交えて研究を行うなど、各教員の専門分野における研究過程を教育に役立てている具体例等

9-2 教員の資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、組織として適切な方法で実施されているか。

【留意点】

- 組織として教育の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメントを適切に実施しているかどうか、実施内容・方法及び実施状況（教員の参加状況等）について具体例を示しつつ分析。なお、教員の資質向上を図るための取組については、学校主体で実施する研修会等以外にも、他機関で実施する研修会への派遣等を含めることもできる。

＜関連法令等＞

・高等専門学校設置基準

（第17条の3）高等専門学校は、当該高等専門学校の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めなければならない。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・学生及び教職員のニーズを汲み上げる制度が把握できる資料
- ・ファカルティ・ディベロップメントに関する委員会等の組織関係図、役割と責任が把握できる資料、関連規則
- ・ファカルティ・ディベロップメント（教育方法等の研究・研修、教員相互の授業見学等）の内容・方法及び実施状況（教員の参加状況、配付資料等）

9-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【留意点】

- 9-2-①で示された活動が教育の質の向上や授業の改善に結びついたかを分析。
- 教育の質の向上に結びつけるための取組・方法（システム）や、把握された問題点等に対する具体的改善方策の検討及び実施状況について分析。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ファカルティ・ディベロップメントに関する報告書等の該当箇所等、教育の質の向上や授業の改善が把握できる資料
- ・具体的改善方策の内容（カリキュラムや授業方法改善例等）

基準 10 財務

10-1 学校の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行するだけの財務基盤を有していること。

10-1-① 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【留意点】

- 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できるよう校地、校舎等の資産を保有しているかどうかについて分析。併せて、債務の状況についても分析。
- 当該観点では、「資産を有しているか」と「債務が過大ではないか」の2つの視点から分析が必要。

〔＜関連法令等＞
・高等専門学校設置基準
(第27条の2) 高等専門学校は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。〕

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 貸借対照表、財産目録、予算書・決算書等の財務諸表、資産の保有状況一覧

10-1-② 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【留意点】

- 過去の収入（授業料、試験料、検定料、外部資金等）の状況から教育研究活動を安定して遂行するための経常的な収入が確保されているかどうか分析。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 収入の確保等の状況（授業料等、外部資金等）

10-2 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。

10-2-① 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【留意点】

- 収支に係る計画の策定状況について分析。また、関係者（教職員、学生、資金出資者等が考えられるが、学校の目的や状況によって異なる。）への明示の状況についても分析。
- 当該観点では、「計画等が策定されているか」と「関係者に明示されているか」の2つの視点から分析が必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 収支計画及びその審議・決定状況、公表状況

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 損益計算書

10-2-③ 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【留意点】

- 予算配分の状況など資源配分の適切性について分析。

< 関連法令等 >

- ・ 高等専門学校設置基準
(第27条の2) 高等専門学校は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 資源配分に係る方針及びその審議・策定状況
- ・ 教育経費の配分資料
- ・ 研究経費の配分資料

10-3 学校の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

10-3-① 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【留意点】

- 設置者の説明責任を果たすという観点から、財務書類の公表状況について分析。

< 関連法令等 >

- ・ 独立行政法人通則法
(第38条の4) 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
- ・ 私立学校法
(第47条) 学校法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。
(第47条の2) 学校法人は、前項の書類及び第37条第3項第3号の監査報告書（第66条第4号において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 財務諸表の公表状況（刊行物、ホームページの掲載等）

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【留意点】

- 会計監査の実施状況について分析。

< 関連法令等 >

- ・ 独立行政法人通則法
(第38条) 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。）を付けなければならない。
3 主務大臣は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
4 独立行政法人は、第1項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸

表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第2項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(第39条) 独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

・私立学校振興助成法

(第14条) 第4条第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、合計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。

2 前項に規定する学校法人は、同項の書類のほか、収支予算書を所轄庁に届け出なければならない。

3 前項の場合においては、第1項の書類については、所轄庁の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額が寡少であつて、所轄庁の許可を受けた時は、この限りでない。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 監査報告書

基準 1 1 管理運営

11-1 学校の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。

11-1-① 学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、効果的な意思決定が行える態勢となっているか。

【留意点】

- 学校の教育等の諸活動における意思決定プロセスにおいて、校長、各主事、各種委員会等の役割が明確にされているかどうかについて分析。併せて、この意思決定プロセス、体制間の連携、責任体制等について分析。
- また、意思決定プロセス等を含め、校長が全体を把握しリーダーシップをとれる体制となっているか分析。
- 当該観点では、「役割が明確になっているか」と「意思決定が行える態勢となっているか」の2つの視点から分析が必要。

<関連法令等>

- ・学校教育法施行規則
(第72条の3) 高等専門学校には、教務主事及び学生主事を置くものとする。
 - 2 高等専門学校には、寮務主事を置くことができる。
 - 3 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。
 - 4 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関することを掌理する。
 - 5 寮務主事は、校長の命を受け、寄宿舎における学生の厚生補導に関することを掌理する。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・校長、各主事、委員会等の体制が把握できる資料（構成、役割・責任、組織等相互関連図、関連諸規則等）
- ・企画・立案から意思決定までの過程が把握できる資料

11-1-② 管理運営に関する各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。

【留意点】

- 「効果的に活動しているか」については、支障なく機能的に活動していることを分析。
- 当該観点では、「適切に役割を分担しているか」と「効果的に活動しているか」の2つの視点から分析が必要。

<関連法令等>

- ・高等専門学校設置基準
(第10条) 高等専門学校には、その運営のために必要な相当数の事務職員その他の職員を置かなければならない。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・管理運営に関する委員会、事務組織の体制が把握できる資料（構成、役割・責任、組織等相互関連図、関連諸規則等）

11-1-③ 管理運営の諸規定が整備されているか。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・関係諸規定及びその整備状況が把握できる資料

11-2 学校の目的を達成するために、外部有識者の意見が適切に管理運営に反映されていること。

11-2-① 外部有識者の意見が適切な形で管理運営に反映されているか。

【留意点】

- 管理運営面に関する意思決定プロセスにおいて、必要に応じて外部有識者（卒業生が含まれていてもよい）の意見が有効に反映できるシステムを有しているかどうか分析。学校における諸活動を行うに当たり、その意見が反映されている場合には実例を示す。
- 管理運営面において外部有識者の意見が有効に反映できるシステムとは、定期的に外部有識者の意見を聴取し、意思決定や学校運営に活かすための活動（国立大学法人に設置される経営協議会など）を想定している。学校によっては、外部評価の結果や企業訪問で聴取した意見を管理運営に活かしているとするところも考えられるが、管理運営面に適切に活かされていることが確認できれば、システムとして認められるものと考えられる。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 懇談会や企業訪問等で意見を把握している場合には、意見内容と聴取機会が確認できる資料
- ・ 外部有識者の意見を管理運営に反映させる体制（フィードバックの方法、組織関係図、関連規則等）
- ・ 管理運営に具体的に反映された内容が把握できる資料
- ・ 外部評価の実施体制、実施状況が把握できる資料

11-3 学校の目的を達成するために、高等専門学校の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

11-3-① 自己点検・評価（や第三者評価）が高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、それらの評価結果が公表されているか。

【留意点】

- 当該観点では、学校教育法第69条の3に規定された総合的な自己点検・評価について「行われているか」と「評価結果が公表されているか」の2つの視点から分析が必要。

<関連法令等>

・学校教育法

（第69条の3）大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。（第70条の10において準用）

・学校教育法施行規則

（第71条の2）大学は、学校教育法第69条の3第1項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 自己点検・評価の実施体制、実施状況、点検項目一覧、関連規則
- ・ 自己点検・評価報告書
- ・ 自己点検・評価の結果が掲載された刊行物の該当箇所及び配布状況
- ・ 自己点検・評価の結果が掲載されたウェブサイトの該当箇所等

11-3-② 評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるような、システムが整備され、有効に運営されているか。

【留意点】

- 自己点検・評価の結果が、対象組織や個人にフィードバックされているかどうかについて分析するとともに、その評価結果を改善に結びつけられるようなシステムが整備されているかどうかについても分析し、実際に改善のための取組を行っているかどうかについても具体例を示しつつ分析。
- この観点では、「フィードバックされているか」とシステムが「整備されているか」と「有効に運営されているか」の3つの視点から分析が必要。
- 基準9においては、教育活動の改善システムを分析し、当該観点では、学校全体の活動に関する改善システムについて分析。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 各種委員会等のシステム体制及び活動状況が把握できる資料（組織相互関連図、役割と責任、関係諸規則、議事録、活動記録等）
- ・ 具体的改善方策・事例の内容
- ・ 評価結果のフィードバック状況が把握できる資料

選択的評価基準 研究活動の状況

高等専門学校の目的に照らして、必要な研究体制及び支援体制が整備され、機能しており、研究の目的に沿った活動の成果が上がっていること。

1ー① 高等専門学校の研究の目的に照らして、研究体制及び支援体制が適切に整備され、機能しているか。

【留意点】

- 各学校の研究の目的（選択的評価基準の当該目的）を達成するために、実施体制、設備、意思決定体制等の研究体制及び支援体制の整備状況及び活動状況について分析。活動状況など機能面については、具体例を示しつつ分析。
- この観点では、研究体制及び支援体制それぞれについて「整備されているか」と「機能しているか」の2つの視点から分析が必要。

＜関連法令等＞

- ・ 高等専門学校設置基準

（第2条）

- 2 前項の場合において、高等専門学校は、その教育内容を学術の進展に即応させるため、必要な研究が行われるように努めるものとする。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 研究に携わる教員等の配置状況
- ・ 研究テーマ一覧
- ・ 教員個人による研究に対する支援体制、内容が把握できる資料
- ・ 研究支援組織（事務組織等）との連携体制及びその機能状況
- ・ 共同研究等、他研究機関や地域社会との連携体制及びその機能状況

1ー② 研究の目的に沿った活動の成果が上げられているか。

【留意点】

- 各学校の研究の目的に照らして、どの程度活動の成果が上げられているか、目的の達成度について実績等を示すデータ等を用いて分析。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 地域社会との連携・協力の実績
- ・ 技術・製品等の創出・改善の実績、特許等出願状況、特許等取得の実績
- ・ 教材開発、教科書執筆等の実績
- ・ 論文発表、学会・研修会での発表等の実績
- ・ 外部資金応募状況
- ・ 外部資金獲得状況
- ・ 各種受賞等の実績
- ・ 研究活動状況や成果についての新聞記事等
- ・ 研究成果としての研究報告書、発表論文など

1ー③ 研究活動等の実施状況や問題点を把握し、改善を図っていくための体制が整備され、機能しているか。

【留意点】

- 研究活動の実態・実績及び問題点を把握し、それを改善に結び付けるための体制の整備状況について、組織の役割、人的規模・バランス、組織間の連携・意思決定プロセス・責任の明確化等の視点から分析。また、機能面については、活動状況とともに効果や成果について具体例を示しつつ分析。
- この観点では、「整備されているか」と「機能しているか」の2つの視点からの分

析が必要。

- 研究活動の実態・実績を把握しているものの、現在では改善を要する状況にない場合は、問題が生じた際に対応できる体制の整備状況について分析。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 各種委員会等のシステム体制及び活動状況（組織関係図，関係諸規程，議事録，活動記録，分析内容等）
- ・ 教職員や学生の意見を汲み上げる制度が把握できる資料
- ・ 外部評価報告書又は自己点検・評価報告書の該当箇所
- ・ 具体的改善事例の内容，実績等

選択的評価基準 正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況

高等専門学校の目的に照らして、正規課程の学生以外に対する教育サービスが適切に行われ、成果を上げていること。

1－① 高等専門学校の教育サービスの目的に照らして、公開講座等の正規課程の学生以外に対する教育サービスが計画的に実施されているか。

【留意点】

- 正規の課程に在籍する学生以外の者に対する学習機会の提供等の教育サービスについての具体的方針が策定され、計画的に実施されているかどうかについて分析。実施体制について分析することは必須ではない。
- 目的（当該基準の目的として掲げた目的）に沿って計画的に行われているか分析。

< 関連法令等 >

- ・ 学校教育法
（第 69 条）大学においては、公開講座の施設を設けることができる。
- ・ 高等専門学校設置基準
（第 21 条）高等専門学校は、高等専門学校の定めるところにより、当該高等専門学校の学生以外の者で 1 又は複数の授業科目を履修する者に対し、単位の修得を認定することができる。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 教育サービスの目的が記載されている規定等の該当箇所
- ・ 教育サービスの目的を達成するための計画や具体的方針が定められている資料等の該当箇所
- ・ 教育サービスの目的及びその目的を達成するための計画や具体的方針が公開されている刊行物、ホームページ等の該当箇所
- ・ 目的と計画の周知状況が把握できる資料

1－② サービス享受者数やその満足度等から判断して、活動の成果が上がっているか。また、改善のためのシステムがあり、機能しているか。

【留意点】

- 具体例を示しつつ分析。
- 当該観点では、「活動の成果が上がっているか」と「改善のためのシステムがあるか」と「そのシステムが機能しているか」の 3 つ視点から分析が必要。

【根拠となる資料・データ等の例】

- ・ 活動別参加者数
- ・ 参加者・利用者アンケート等、活動の成果を把握できる資料
- ・ 活動の成果を検証し、教育サービスの改善を図るための体制等、組織関係図及び議事録等
- ・ 具体的な改善事例の内容、実績等